

第133回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

場 所

仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目 次

第133回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第133期事業報告	3
計算書類	25
連結計算書類	27
監査報告書	29
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 株式併合の件	33
第3号議案 定款一部変更の件	35
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く）14名選任の件	41
第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	48
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件	51
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く）の報酬限度額設定の件	52
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度 額設定の件	53
第9号議案 業務執行取締役に対する「業績連動 型株式報酬」の額および内容決定 の件	54
インターネット等による議決権行使のご案内	62
株主総会会場ご案内略図	

平成29年6月6日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 氏家照彦

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（62頁から63頁まで）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第133期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第133期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額設定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件 |
| 第9号議案 | 業務執行取締役に対する「業績連動型株式報酬」の額および内容決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使の事前通知

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.77bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.77bank.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は節電のため会場内の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第133期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、海外経済の緩やかな持ち直しや電子部品の旺盛な需要などにより、生産や輸出が増加基調となるなど、緩やかな回復を続けました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、生産や個人消費の一部に弱い動きがみられたものの、経済活動は総じて高水準で推移し、基調としては緩やかな回復を続けました。

こうしたなか、金利情勢については、日銀による金融緩和政策等を背景に、マイナス圏で推移していた長期金利は、期の後半にかけてマイナス圏を脱したものの、概ね0.1%を下回る低水準で推移しました。一方、短期金利は、ゼロ近傍で推移しました。また、株価は、英国のEU離脱にかかる国民投票の結果を受けて、平成28年6月には日経平均株価が一時1万4千円台まで下落しましたが、期の後半は米国の経済政策に対する期待感等を背景に上昇し、期末にかけては1万9千円台を中心に推移しました。この間、為替相場は、期の前半には一時1ドル=99円台まで円高が進行しましたが、その後は反転し、期末には1ドル=111円台となりました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

〈東日本大震災の影響を踏まえた対応等〉

東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、当行は、地域と共にある金融機関として、地域社会・経済の復興や発展に貢献するため、金融サービスの安定的な提供と継続的な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

被災された事業者のお客さまへの対応としましては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「復興特区支援利子補給金」をはじめとする、国や自

治体の支援策などを活用し、事業の再開や設備の復旧に向けた資金需要に積極的にお応えしましたほか、ビジネスマッチングなどの本業支援等を通じて、お客さまの販路の開拓・拡大などの経営課題の解決に向けた取組みを継続しました。

このほか、震災の影響により事業の継続やお借入れのご返済に支障をきたしているお取引先を支援するため、お取引先の状況等を踏まえ、お借入れ条件の変更に応じるなど弾力的な対応を継続してまいりました。特に、いわゆる二重ローン問題への対応につきましては、事業者のお客さまに対しまして、必要に応じて株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や宮城産業復興機構をはじめとする外部機関等を活用しましたほか、本部に常駐する外部専門家等と連携し、経営改善や事業再生支援に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組みました。また、個人のお客さまに対しましては、「個人版私的整理ガイドライン」のメリットや効果等の周知に努めてまいりましたほか、新たな住宅建築を積極的に支援するため、防災集団移転促進事業の対象となるお客さま向けの専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の積極的な活用を図りました。

（主要な事業施策等）

- イ. 地域に密着した営業を推進するため、当期中、店舗外現金自動設備を8か所新設しました。その結果、平成29年3月末現在の店舗数は、出張所を含めて142か店、店舗外現金自動設備は259か所となりました。また、お取引先のアセアン地域への進出支援やアセアン地域における貿易・投資・金融等に関する情報提供等を行うため、シンガポール駐在員事務所を開設しました。
- ロ. 東北地方全域における情報ネットワークを活用し、法人のお客さまの幅広いニーズにお応えするため、青森県八戸市に、新たな拠点として八戸法人営業所を設置しました。
- ハ. 多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、株式等の専門性の高い金融商品・サービスを提供する新たな会社として「七十七証券株式会社」を設立しました（設立時の商号は「七十七証券設立準備株式会社」）。また、様々なライフステージにある企業に対して主体的に成長マネーを供給するため、投資事業有限責任組合（ファンド）の組成・運營業務を行う新たな会社として「七十七キャピタル株式会社」を設立しましたほか、当行と七十七キャピタル株式会社の連携により、創業・起業または第二創業等に取り組む企業を投資対象とする「77ニュービジネス投資事業有限責任組合」を組成しました。
- ニ. 当行と子会社の連携を強化するため、七十七リース株式会社、七十七信用保証株式会社、七十七コンピューターサービス株式会社および株式会社七十七カードの4社を完全子会社化しました。
- ホ. 観光振興への支援を通じて地域の更なる魅力向上と地方創生に寄与することを目的として、東北地方の地方銀行6行および株式会社日本政策投資銀行の間で「観光振興事業への支援に関する業務協力協定」を締結しました。
- ヘ. お客さまの利便性を向上するため、宮城県内におけるキャッシュサービス

コーナーの営業時間を原則「7時から22時まで」に拡大しましたほか、ATMでの税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」の取扱いを開始しました。

ト、お客さまの育児休業取得による一時的な収入減少に対応するため、住宅ローンの商品内容を拡充し、原則お子さま一人につき最長2年間の元金返済据置をご利用いただけるサービスの取扱いを開始しました。

(当期の業績)

当期の業績は、次のようになりました。

預 金（譲渡性預金を含む）

預金（譲渡性預金を含む）は、個人預金は増加したものの、公金預金が震災に伴う復興関連事業の進展により減少しました結果、1,499億円減少し、期末残高は7兆8,213億円となりました。なお、預金と国債等公共債・投資信託等の預り資産を合わせた期末残高は1,970億円減少し、8兆4,048億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めました結果、925億円増加し、期末残高は4兆4,503億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債を中心に2,363億円減少し、期末残高は3兆2,426億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、2兆2,645億円減少し、48兆8,368億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、5億18百万ドル増加し、29億27百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金運用・調達の効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は216億29百万円、当期純利益は166億27百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は237億96百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は161億14百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

当行の主要な営業基盤である宮城県においては、震災の被害が大きかった沿岸部を中心に、人口減少の影響等による人手不足が課題となっているものの、交通インフラの充実による交流人口の増加やものづくり産業の集積・振興などを通じて、高水準の経済活動を維持しております。

このようななか、地域金融機関は、それぞれの地域に根ざしたお取引先企業と

の緊密なリレーションのもと、事業性評価を通じて経営課題の解決や事業価値の向上に資する提案・支援を行うなど、金融仲介機能の質を継続的に高めていく必要があります。また、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢の強化への取り組みを継続し、強固な経営基盤を構築していかなければなりません。

こうした課題に積極的に対処するため、当行は、平成27年4月よりスタートした中期経営計画「VALUE UP～価値創造への挑戦～」に基づき、地域の皆さまとのお取引を一層深め、地域社会・経済の発展に貢献するという地域金融機関本来の使命に徹した経営を推進してまいり所存であります。

なお、平成28年9月に元行員による現金着服事件が発覚しました。お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。今後とも、コンプライアンス意識の一層の徹底、内部管理態勢の充実・強化を図るなど、全行をあげて再発防止に取り組んでまいります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	71,328	71,953	73,259	73,642
定期性預金	25,130	25,220	24,929	23,946
その他	46,198	46,733	48,329	49,695
貸 出 金	40,078	42,276	43,578	44,503
個人向け	8,315	8,859	9,316	10,124
中小企業向け	13,376	14,120	15,194	16,452
その他	18,386	19,295	19,067	17,926
商品有価証券	161	113	280	207
有 価 証 券	37,165	36,836	34,789	32,426
国 債	21,523	20,033	15,609	12,255
その他	15,641	16,803	19,179	20,170
総 資 産	84,783	85,597	85,700	86,336
内国為替取扱高	510,693	521,592	511,013	488,368
外国為替取扱高	百万ドル 3,273	百万ドル 2,886	百万ドル 2,409	百万ドル 2,927
経 常 利 益	百万円 25,458	百万円 30,463	百万円 24,342	百万円 21,629
当 期 純 利 益	百万円 14,747	百万円 16,876	百万円 15,662	百万円 16,627
1株当たり当期純利益	39円42銭	45円09銭	41円85銭	44円49銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経 常 収 益	1,090	1,129	1,160	1,066
経 常 利 益	289	328	275	237
親会社株主に帰属 する当期純利益	150	170	158	161
包 括 利 益	357	793	△ 164	250
純 資 産 額	3,970	4,720	4,523	4,681
総 資 産	85,072	85,884	85,985	86,493

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,774人	2,767人
平 均 年 齢	38年 7月	39年 0月
平 均 勤 続 年 数	16年 3月	16年 8月
平 均 給 与 月 額	431千円	450千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
宮 城 県	127店 (うち出張所 5)	127店 (うち出張所 5)
福 島 県	6 (-)	6 (-)
岩 手 県	2 (-)	2 (-)
山 形 県	1 (-)	1 (-)
秋 田 県	1 (-)	1 (-)
東 京 都	2 (-)	2 (-)
愛 知 県	1 (-)	1 (-)
大 阪 府	1 (-)	1 (-)
北 海 道	1 (-)	1 (-)
合 計	142 (5)	142 (5)

- 注. 上記のほか、当年度末において、法人営業所2か所（前年度末1か所）、駐在員事務所2か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を259か所（前年度末254か所）設置しております。
 また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を21,694か所（うち宮城県内453か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,499か所（うち宮城県内262か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,874か所（うち宮城県内223か所）それぞれ設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

①当年度中に設置した店舗外現金自動設備

- 気 仙 沼 市 三 日 町 (宮城県気仙沼市)
- 泉 ビ レ ジ (仙台市泉区)
- ヨークベニマル登米中田店 (宮城県登米市)
- サンマルシェ荒井店 (仙台市若林区)
- ウジエスーパー築館店 (宮城県栗原市)
- ヨークベニマル塩釜北浜店 (宮城県塩釜市)
- ヨークベニマル仙台西の平店 (仙台市太白区)
- フレスコキクチ山下駅前店 (宮城県亶理郡)

②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備

西友仙台泉店（仙台市泉区）
 さくら野仙台店（仙台市青葉区）
 J R 石巻駅前（宮城県石巻市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,584
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築	1,080

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
七十七リース 株式会社	仙台市青葉区本町 二丁目15番1号	機械、器具、車輛等の 賃貸借および売買	昭和 49.11.25	百万円 100	% 100.00	—
七十七信用保証 株式会社	仙台市青葉区木町通 二丁目1番12号	信用保証ならびに 信用調査業務	昭和 53.10.2	30	100.00	—
七十七ビジネス サービス株式会社	仙台市青葉区木町通 二丁目1番12号	現金等の精査整理 収納割符等の整理集計	昭和 55.1.14	20	100.00	—
七十七コンピューター サービス株式会社	仙台市泉区明通 二丁目10番1	電子計算機器等による 計算業務の受託	昭和 57.1.29	20	100.00	—
株式会社 七十七カード	仙台市宮城野区榴岡 二丁目4番22号	クレジットカード業務 金銭の貸付	昭和 58.2.22	64	100.00	—
七十七事務代行 株式会社	仙台市青葉区木町通 二丁目1番12号	担保不動産の調査 債権書類の保管業務 事務等受託業務	昭和 62.3.3	30	100.00	—
七十七証券 株式会社	仙台市青葉区中央 一丁目7番5号	金融商品取引業務	平成 28.7.27	3,000	100.00	—

注. 上記の重要な子会社等7社を連結対象子会社としております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北海道銀行との間で、勘定系等の基幹系システム（名称「MEJAR（メジャー）」）の共同利用を行っております。また、株式会社東日本銀行を新たに加え、5行によるシステム共同利用を行うことで、平成28年11月に基本契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鎌田 宏	(代表取締役) 取締役会長	・ 仙台商工会議所会頭 ・ 東洋刃物株式会社 社外取締役(監査等委員)	
氏家 照彦	(代表取締役) 取締役頭取 監査部担当	・ 東北特殊鋼株式会社 社外監査役	
永山 勝教	(代表取締役) 取締役副頭取 秘書室、市場国際部、 東京事務所担当	・ 株式会社カルラ 社外監査役	
藤代 哲也	専務取締役 審査部、総務部、事務統轄部、 システム部担当		
五十嵐 信	常務取締役 営業統轄部、営業渉外部、 住宅融資部担当		
小林 英文	常務取締役 総合企画部、リスク統轄部担当		
高橋 猛	常務取締役 地域開発部、資金証券部担当		
津田 政克	常務取締役 人事部長 コンプライアンス統轄部、人事部担当		
誉田 敏三	取締役 執行役員 監査部長		
菅原 亨	取締役 執行役員 システム部長		
鈴木 広一	取締役 執行役員 卸町支店長		
志藤 敦	取締役 執行役員 本店営業部長		
小野寺 芳一	取締役 執行役員 石巻支店長兼湊支店長		
杉田 正博	取締役 (社外取締役)	・ MSD株式会社監査役 ・ 株式会社堀場製作所 社外取締役	
中村 健	取締役 (社外取締役)	・ 弁護士 ・ 株式会社高速 社外取締役(監査等委員)	
中村 修治	常勤監査役		
澤野 博文	常勤監査役		
鈴木 敏夫	監査役 (社外監査役)		
山浦 正井	監査役 (社外監査役)		

注1. 当行は、取締役杉田正博氏、取締役中村健氏、監査役鈴木敏夫氏および監査役山浦正井氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 平成28年6月29日開催の第132回定時株主総会において選任され就任した監査役(社外監査役)庄子正昭氏は、平成28年8月25日逝去により退任しております。

なお、監査役(社外監査役)庄子正昭氏の重要な兼職に該当はありませんでした。

(参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
菊地健二	執行役員 営業統轄部長
目黒康達	執行役員 東京支店長
田畑卓治	執行役員 審査部長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 役員報酬の決定方針および決定方法

- ① 当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定めております。具体的な年間の報酬限度額は、取締役に対する報酬額が360百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役に対する報酬額が80百万円以内となっております。また、取締役（社外取締役を除く）についてはこの報酬限度額とは別枠にて、「株式報酬型ストックオプション」としての報酬額を年額200百万円以内の範囲で割り当てることを株主総会で決議しております。
- ② 取締役の報酬等は、「取締役報酬等規定」および「役員新株予約権支給規定」を定め、透明性および公正性を勘案し、以下のとおり適切に運用しております。
 - ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、「月次報酬」、「賞与」、および中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるための「株式報酬型ストックオプション」の3つで構成しております。
 - ・ 社外取締役の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、「月次報酬」のみとしております。
- ③ 取締役の報酬等については、透明性および公正性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたしております。
- ④ 監査役の報酬は、監査役の独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、「月次報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額 (単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	17	(143) 465
監 査 役	5	(-) 55
計	22	(143) 520

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成28年6月29日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および平成28年8月25日逝去により退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が72百万円（使用人分給与63百万円、使用人分賞与8百万円）あります。
4. 上記には、役員賞与引当金繰入額25百万円、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権118百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
杉 田 正 博 (社 外 取 締 役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
中 村 健 (社 外 取 締 役)	
鈴 木 敏 夫 (社 外 監 査 役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
山 浦 正 井 (社 外 監 査 役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
杉 田 正 博 (社 外 取 締 役)	MSD株式会社監査役 当行と同社との取引はありません。
	株式会社堀場製作所社外取締役 当行と同社との取引はありません。
中 村 健 (社 外 取 締 役)	株式会社高速社外取締役（監査等委員） 当行は同社と貸出金等の取引があります。
鈴 木 敏 夫 (社 外 監 査 役)	該当ありません。
山 浦 正 井 (社 外 監 査 役)	該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉田正博 (社外取締役)	3年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
中村健 (社外取締役)	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
庄子正昭 (社外監査役)	4年2月	平成28年8月25日逝去により退任するまでに開催された取締役会5回のうち4回に出席し、同じく逝去により退任するまでに開催された監査役会7回のうち6回に出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
鈴木敏夫 (社外監査役)	3年9月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、当期開催の監査役会16回のうち14回に出席しております。	地方銀行の社外監査役としての実務経験や、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
山浦正井 (社外監査役)	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会16回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と直接企業の経営に関与した経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。

注. 庄子正昭氏は、逝去による退任時までの主な活動状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等の報酬等
報酬等の合計	5	20	—

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の記載内容に対する意見はありません。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第2回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成22年8月2日</p> <p>③新株予約権の数 1,750個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 175,000株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成22年8月3日から平成47年8月2日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	6名
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第3回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成23年8月1日</p> <p>③新株予約権の数 2,874個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 287,400株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成48年8月1日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	8名
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第4回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成24年7月27日</p> <p>③新株予約権の数 3,090個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 309,000株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成24年7月28日から平成49年7月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第5回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成25年7月29日</p> <p>③新株予約権の数 2,112個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 211,200株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成50年7月29日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	10名
取締役 (社外取締役を除く)	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第6回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成26年8月1日</p> <p>③新株予約権の数 1,947個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 194,700株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月2日から平成51年8月1日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	13名
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第7回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成27年7月31日</p> <p>③新株予約権の数 1,375個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 137,500株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成52年7月31日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	13名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ①名称 株式会社七十七銀行 第8回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月1日 ③新株予約権の数 3,202個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式 320,200株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月2日から平成53年8月1日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。 	13名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	<ul style="list-style-type: none"> ①名称 株式会社七十七銀行 第8回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月1日 ③新株予約権の数 492個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式 49,200株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月2日から平成53年8月1日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。 	4名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔	72	

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、84百万円であります。
5. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況および監査時間や監査報酬の推移を確認するとともに、当事業年度の監査計画の適切性および報酬見積りの算出根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ・ 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。
- ・ 会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合のほか会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査役会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。
- ロ. 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部

会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。

- ハ．当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。
- ニ．取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- ホ．当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- ヘ．監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めるときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- ト．当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- チ．当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- リ．当行は、財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。
- ロ．当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。
- ハ．当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。
- ロ．取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- ハ．取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。

二、当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。
- ② 当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

ロ、当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各種リスクの管理にあたっては、リスク管理等に関し、子会社各社が当行の制定する内容に則り制定する諸規定および各社の事業内容に応じ制定する諸規定に従い、各社毎に管理させる。
- ② 当行のリスク管理部署は、「リスク管理の基本方針」に基づき、子会社各社の業況等を把握することにより、グループ一体としてのリスク管理を行う。
- ③ 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた子会社各社の災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても子会社に適切に対処させる。

ハ、当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ニ、当行子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
- ② 当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。
- ③ 当行は、子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る。

(8) 当行の監査役の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

イ. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

① 取締役および使用人は、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。

② 取締役および使用人は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

ロ. 当行子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

① 当行は、子会社との間で別途締結する監査契約に基づく監査を通じて、子会社各社の資産自己査定の実施状況等を含む業務運営状況について、子会社各社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から適宜報告を受ける。当行は、当該報告を受けた場合、その内容について、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、報告を行う。

② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査役への報告者、調査に協力した者および被報告者のプライバシーを保護する。

ロ. 監査役に報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ロ. 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、監査役会規定および監査役監査基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

- ロ. 監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役および使用人に対して説明を求めることができる。
- ハ. 監査役会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を10回、その下部機関であるコンプライアンス部会を12回それぞれ開催し、法令等遵守体制の整備・強化を図るとともに、役職員に対する法令等遵守の徹底を図るために部店毎設置しているコンプライアンス推進委員会を毎月1回以上の頻度で開催しました。

また、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として専用電話等を設置・運営し、行内における報告体制の整備を図っております。

(2) リスク管理体制

リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、各リスクのリスク管理部署は、各リスクの状況等について分析・評価を行い、常務会および役員部長連絡会で報告しました。

また、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、業務継続訓練を実施しました。

(3) 取締役の職務執行体制

イ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき職務を執行したほか、職務の執行状況について、取締役会、常務会および役員部長連絡会等で報告しました。

ロ. 取締役会を13回開催したほか、取締役会の委任を受けた範囲において重要事項の協議を行う常務会を37回開催しました。

ハ. 執行役員は、取締役会の決議により委任された業務について、組織規定に定めた職務権限等に基づき執行しました。

ニ. 取締役の職務執行にかかる文書については、セキュリティスタンダード等に基づき、保管および管理しております。

(4) グループ会社の管理体制

頭取と子会社の社長が出席する会議を2回開催し、情報の共有化を通じて管理および連携の強化を図ったほか、子会社との間に予め定める事項について、都度協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行いました。

また、子会社の事業等の健全性を維持するため、監査部にて業務運営状況の監査を実施しました。

(5) 監査役の職務執行体制

- イ. 監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。
- ロ. 監査役は、代表取締役との定期的会合を3回開催し、意見交換・意見表明を行いました。また、会計監査人との会合を7回開催し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。
- ハ. 監査役の職務を補助する専任の使用人を1名配置しております。

第133期末（平成29年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	708,964	預当座預金	7,364,257
現金	51,539	普通預金	244,364
預け金	657,424	貯蓄預金	4,470,367
コ－ル口－ン	557	通知預金	131,767
買入金債権	5,042	定期預金	17,129
商品有価証券	20,793	定期積金	2,378,365
商品国債	594	その他の預金	16,303
商品地方債	6,199	譲渡性預金	105,958
その他の商品有価証券	13,999	コ－ルマネー	457,140
金銭の信託	168,053	債券貸借取引受入担保金	79,991
有価証券	3,242,629	借入金	30,998
地方債	1,225,537	借入金	107,140
地方債	246,904	外国為替	72
株式	983,202	売渡外国為替	42
その他の証券	150,983	未払外国為替	29
貸出金	636,002	その他の負債	49,891
割引手形	4,450,327	未決済為替借	53
手形貸付	9,144	未払法人税等	319
証書貸付	156,710	未払費用	4,182
当座貸	3,769,812	前受収益	1,536
外国為替	514,659	給付補填備金	3
外国他店預け	4,748	金融派生商品	3
取立外国為替	4,733	金融商品等受入担保金	3,949
その他資産	14	リース債務	2,372
未決済為替貸	30,818	資産除去債務	108
前払費用	3	その他の負債	675
未収収益	30	役員賞与引当金	36,690
金融派生商品	5,921	退職給付引当金	25
金融商品等差入担保金	1,682	睡眠預金払戻損失引当金	23,996
その他の資産	3,564	偶発損失引当金	443
有形固定資産	19,616	繰延税金負債	744
建物	35,018	支払承諾	25,471
土地	8,597	負債の部合計	30,448
リース資産	20,127		8,170,620
建設仮勘定	89	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,128	資本	24,658
無形固定資産	5,074	資本剰余金	8,688
その他の無形固定資産	284	資本準備金	7,835
支払承諾見返	284	その他資本剰余金	853
貸倒引当金	30,448	利益剰余金	315,800
	△ 64,045	利益準備金	24,658
		その他利益剰余金	291,142
		固定資産圧縮積立金	760
		別途積立金	271,805
		繰越利益剰余金	18,576
		自己株式	△ 5,738
		株主資本合計	343,409
		その他有価証券評価差額金	120,732
		繰延ヘッジ損益	△ 1,848
		評価・換算差額等合計	118,883
		新株予約権	728
		純資産の部合計	463,020
資産の部合計	8,633,641	負債及び純資産の部合計	8,633,641

第133期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		95,578
資金運用収益	70,434	
貸出金利息	41,212	
有価証券利息配当金	29,040	
コールローン利息	9	
預け金利息	121	
その他の受入利息	50	
役務取引等収益	16,076	
受入為替手数料	6,754	
その他の役務収益	9,322	
その他の業務収益	92	
国債等債券売却益	92	
その他の経常収益	8,974	
貸倒引当金戻入益	1,920	
株式等売却益	1,965	
金銭の信託運用益	2,967	
その他の経常収益	2,121	
経常費用		73,949
資金調達費用	2,856	
預金利息	1,300	
譲渡性預金利息	154	
コールマネー利息	273	
債券貸借取引支払利息	252	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	866	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	6,667	
支払為替手数料	1,967	
その他の役務費用	4,699	
その他の業務費用	7,953	
外国為替売買損	2,664	
商品有価証券売買損	15	
国債等債券売却損	126	
国債等債券償還損	4,444	
金融派生商品費用	702	
営業経費用	55,156	
その他の経常費用	1,315	
株式等売却損	29	
株式等償却	5	
金銭の信託運用損	416	
その他の経常費用	863	
経常利益		21,629
経常損失		-
減損損失	505	505
税引前当期純利益		21,123
法人税、住民税及び事業税	3,058	
法人税等調整額	1,438	
法人税等合計		4,496
当期純利益		16,627

(平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	708,975	預 金	7,354,420
コールローン及び買入手形	557	譲 渡 性 預 金	451,440
買入金銭債権	5,042	コールマネー及び売渡手形	79,991
商品有価証券	20,793	債券貸借取引受入担保金	30,998
金銭の信託	168,053	借 用 金	110,740
有 価 証 券	3,241,844	外 国 為 替	72
貸 出 金	4,443,883	そ の 他 負 債	64,189
外 国 為 替	4,748	役員賞与引当金	44
リース債権及びリース投資資産	15,217	退職給付に係る負債	35,228
そ の 他 資 産	43,312	役員退職慰労引当金	62
有 形 固 定 資 産	35,458	睡眠預金払戻損失引当金	443
建 物	8,607	偶 発 損 失 引 当 金	744
土 地	20,127	繰 延 税 金 負 債	22,377
リ ー ス 資 産	79	支 払 承 諾	30,448
建 設 仮 勘 定	1,128	負 債 の 部 合 計	8,181,201
その他の有形固定資産	5,514	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	301	資 本 金	24,658
ソフトウェア	11	資 本 剰 余 金	20,267
その他の無形固定資産	289	利 益 剰 余 金	317,655
繰 延 税 金 資 産	1,144	自 己 株 式	△ 6,578
支 払 承 諾 見 返	30,448	株 主 資 本 合 計	356,002
貸 倒 引 当 金	△ 70,384	その他有価証券評価差額金	120,817
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,848
		退職給付に係る調整累計額	△ 7,504
		その他の包括利益累計額合計	111,464
		新 株 予 約 権	728
		純 資 産 の 部 合 計	468,195
資 産 の 部 合 計	8,649,396	負債及び純資産の部合計	8,649,396

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		106,692
資 金 運 用 収 益	70,556	
貸 出 金 利 息	41,308	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	29,066	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	9	
預 け 金 利 息	121	
そ の 他 の 受 入 利 息	50	
役 務 取 引 等 収 益	17,069	
そ の 他 業 務 収 益	10,055	
そ の 他 経 常 収 益	9,010	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,141	
そ の 他 の 経 常 収 益	6,869	
経 常 費 用		82,895
資 金 調 達 費 用	2,877	
預 金 利 息	1,300	
譲 渡 性 預 金 利 息	154	
コ ー ル マ ー ン 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	273	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	252	
借 用 金 利 息	29	
そ の 他 の 支 払 利 息	867	
役 務 取 引 等 費 用	6,096	
そ の 他 業 務 費 用	15,268	
営 業 経 費	57,288	
そ の 他 経 常 費 用	1,364	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,364	
経 常 利 益		23,796
特 別 利 益		-
特 別 損 失		505
減 損 損 失	505	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		23,291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,246	
法 人 税 等 調 整 額	2,167	
法 人 税 等 合 計		6,414
当 期 純 利 益		16,877
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		763
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		16,114

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 七 十 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 七 七 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告にかかる内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社 七十七銀行 監査役会

常勤監査役 中 村 修 治 ㊟

常勤監査役 澤 野 博 文 ㊟

社外監査役 鈴 木 敏 夫 ㊟

社外監査役 山 浦 正 井 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金4円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,667,741,837円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株当たり9円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 13,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 13,500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を実施する理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目指しており、その移行期限を平成30年10月1日としております。

当行では、かかる趣旨を踏まえ、本議案が承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株へ変更することを、平成29年5月12日の取締役会で決議しました。

併せて、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するとともに、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の割合

当行株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

268,800,000株

3. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

本議案を原案どおりご承認いただいた場合は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ることなく、平成29年10月1日付で定款変更の効力が発生します。なお、変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>13億4,400万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>2億6,880万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u> とする。</p>

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆さまがご持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの更なる充実を通じて企業価値の向上に取り組むことを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行するため、定款変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となっているため、定款変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款変更については、予め各監査役の同意を得ております。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関連する定めを追加、監査役および監査役会に関連する定めを削除ならびに取締役および取締役会に関連する定めの変更等をいたしたいと存じます。
- (2) 業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするため、責任限定契約に関連する定めの変更をいたしたいと存じます。
- (3) 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更など、所要の変更をいたしたいと存じます。
- (4) 定款変更の効力は、本総会終結時に生じることといたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当銀行に取締役<u>16</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当銀行に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>14名以内を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当銀行に監査等委員である取締役5名以内を置く。 <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期等)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役の補欠選任の免除)</u> <u>第22条</u> <u>取締役</u>に欠員を生じて、<u>法定</u> <u>の員数を欠くことなくかつ業務の</u> <u>執行に支障をきたさないときは、</u> <u>取締役会の決議により補欠選任を</u> <u>行わないことができる。</u></p> <p>(役付取締役) <u>第23条</u> 当銀行に取締役会の決議をもつ て会長、頭取、副頭取各1名、専 務取締役、常務取締役各若干名を 置くことができる。</p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>(代表取締役) <u>第25条</u> 頭取は当銀行を代表する。 頭取以外の当銀行を代表する取 締役は、取締役会の決議をもって これを選定することができる。 当銀行を代表する取締役は、各 自当銀行を代表する。</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等</u> <u>委員である取締役の補欠として選</u> <u>任された監査等委員である取締役</u> <u>の任期は、退任した監査等委員で</u> <u>ある取締役の任期の満了する時ま</u> <u>でとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づく</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の</u> <u>選任に係る決議が効力を有する期</u> <u>間は、当該決議によって短縮され</u> <u>ない限り、当該決議後2年以内に</u> <u>終了する事業年度のうち最終のも</u> <u>のに関する定時株主総会の開始の</u> <u>時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(役付取締役) <u>第22条</u> 当銀行に取締役会の決議をもつ て取締役(監査等委員である取締 役を除く)から会長、頭取、副頭 取各1名、専務取締役、常務取締 役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) <u>第24条</u> 頭取は当銀行を代表する。 頭取以外の当銀行を代表する取 締役は、取締役会の決議をもって <u>取締役(監査等委員である取締役</u> <u>を除く)からこれを選定することが</u> <u>できる。</u> 当銀行を代表する取締役は、各 自当銀行を代表する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、会日より4日前に各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、会日より4日前に各取締役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 取締役会は会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、<u>取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 当銀行に監査役5名以内を置く。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第31条 監査等委員会は当銀行の取締役の職務執行の監査および監査報告の作成を行う。</p> <p>監査等委員会に関する事項は、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日より4日前に各監査等委員に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の補欠選任の免除)</u> <u>第34条 監査役に欠員を生じても、法定の員数を欠くことなくかつ業務の執行に支障をきたさないときは、取締役会の決議により補欠選任を行わないことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第37条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会)</u> <u>第38条 監査役会は監査役の職務の執行に関する重要な事項を決定する。監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第39条 監査役会の招集通知は、会日より4日前に各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）14名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	かま た ひろし 鎌 田 宏 (昭和16年4月11日生)	昭和40年4月 当行入行 平成3年6月 当行経理部長 平成4年6月 当行企画部長 平成5年6月 当行取締役企画部長 平成7年6月 当行取締役本店営業部長 平成9年6月 当行常務取締役 平成13年6月 当行専務取締役 平成14年6月 当行代表取締役副頭取 平成17年6月 当行代表取締役頭取 平成22年6月 当行代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 仙台商工会議所会頭 東洋丸物株式会社社外取締役（監査等委員）	156,645 株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成5年6月取締役に就任し、平成14年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
2	<p>うじ いえ てる ひこ 氏 家 照 彦 (昭和21年8月29日生)</p>	<p>昭和44年4月 日本興業銀行入行 平成4年8月 同行関連事業部参事役 平成5年6月 当行取締役営業開発部長 平成7年6月 当行取締役営業推進部長 平成9年6月 当行取締役本店営業部長 平成10年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成11年6月 当行常務取締役調査部長 平成12年3月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行代表取締役副頭取 平成22年6月 当行代表取締役頭取 現在に至る</p> <p>(担当) 監査部 (重要な兼職の状況) 東北特殊鋼株式会社社外監査役</p>	869,921 株
<p>(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成5年6月取締役に就任し、平成17年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			
3	<p>こ ばやし ひで ふみ 小 林 英 文 (昭和32年9月22日生)</p>	<p>昭和56年4月 当行入行 平成12年3月 当行泉中央支店長 平成14年3月 当行個人営業部個人営業課長 平成16年6月 当行東京事務所長 平成18年6月 当行資金証券部長 平成20年6月 当行総合企画部長 平成22年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行取締役本店営業部長 平成26年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成27年6月 当行常務取締役 平成28年5月 当行常務取締役石巻支店長 兼湊支店長 平成28年6月 当行常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 総合企画部、リスク統轄部</p>	20,000 株
<p>(取締役候補者とした理由) 営業店長、総合企画部長等を歴任後、平成22年6月取締役に就任。以降、特に企画部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
4	い が ら し ま こ と 五十嵐 信 (昭和32年3月18日生)	昭和55年4月 当行入行 平成12年9月 当行小名浜支店長 平成14年6月 当行芭蕉の辻支店長 平成16年6月 当行白石支店長 平成17年6月 当行総務部長 平成18年6月 当行人事部長 平成21年6月 当行取締役東京支店長 平成24年6月 当行取締役営業統轄部長 平成25年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 営業統轄部、営業渉外部、住宅融資部	23,000 株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、人事部長等を歴任後、平成21年6月取締役に就任。以降、特に営業推進部門を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。			
5	た か は し た け し 高 橋 猛 (昭和32年10月17日生)	昭和56年4月 当行入行 平成14年3月 当行湊支店長 平成16年3月 当行大阪支店長 平成18年6月 当行塩釜支店長 平成20年6月 当行審査部長 平成23年6月 当行取締役審査部長 平成24年6月 当行取締役石巻支店長 平成25年3月 当行取締役石巻支店長兼湊支店長 平成26年6月 当行取締役執行役員石巻支店長兼湊支店長 平成27年6月 当行取締役執行役員本店営業部長 平成28年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 地域開発部、資金証券部	6,000 株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、審査部長を歴任後、平成23年6月取締役に就任。以降、特に地域開発部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
6	<p>つだまさかつ 津田政克 (昭和31年7月3日生)</p>	<p>昭和56年4月 当行入行 平成15年3月 当行涌谷支店長 平成17年3月 当行名古屋支店長 平成19年6月 当行名掛丁支店長 平成21年6月 当行人事部長 平成23年6月 当行取締役人事部長 兼罹災者支援室長 平成26年6月 当行取締役執行役員人事部長 平成28年6月 当行常務取締役人事部長 現在に至る (担当) コンプライアンス統轄部、人事部</p>	16,000 株
<p>(取締役候補者とした理由) 営業店長、人事部長を歴任後、平成23年6月取締役に就任。以降、特に人事部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
7	<p>ほまれだとしみ 誉田敏三 (昭和33年4月2日生)</p>	<p>昭和57年4月 当行入行 平成16年3月 当行鶴ヶ谷支店長 平成17年6月 当行大河原支店長 平成18年6月 当行宮町支店長 平成20年6月 当行市場国際部長 平成24年6月 当行取締役東京支店長 平成26年6月 当行取締役執行役員監査部長 現在に至る</p>	12,000 株
<p>(取締役候補者とした理由) 営業店長、市場国際部長を歴任後、平成24年6月取締役、平成26年6月取締役執行役員に就任。以降、監査部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
8	<p>すがわらとおる 菅原亨 (昭和34年12月21日生)</p>	<p>昭和58年4月 当行入行 平成15年6月 当行扇町支店長 平成17年6月 当行北仙台支店長 平成18年6月 当行大阪支店長 平成20年6月 当行システム部副部長 平成21年6月 当行システム部長 平成25年6月 当行取締役システム部長 平成26年6月 当行取締役執行役員システム部長 現在に至る</p>	13,000 株
<p>(取締役候補者とした理由) 営業店長、システム部長等を歴任後、平成25年6月取締役、平成26年6月取締役執行役員に就任。以降、システム部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
9	すずき こういち 鈴木 広一 (昭和37年2月26日生)	昭和59年4月 当行入行 平成17年3月 当行涌谷支店長 平成19年9月 当行増田支店長 平成21年6月 当行総務部長 平成25年6月 当行営業統轄部長 平成26年6月 当行執行役員営業統轄部長 平成27年6月 当行取締役執行役員卸町支店長 現在に至る	7,000株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、営業統轄部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成27年6月取締役執行役員に就任。以降、卸町支店長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。			
10	しとう あつし 志藤 敦 (昭和37年2月7日生)	昭和60年4月 当行入行 平成17年6月 当行秘書室長 平成20年6月 当行福島支店長 平成22年6月 当行泉支店長 平成24年6月 当行市場国際部長 平成26年6月 当行執行役員東京支店長 平成28年6月 当行取締役執行役員本店営業部長 現在に至る	12,000株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、市場国際部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成28年6月取締役執行役員に就任。以降、本店営業部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。			
11	おの でら よし かず 小野寺 芳一 (昭和37年3月19日生)	昭和60年4月 当行入行 平成19年9月 当行八幡町支店長 平成21年3月 当行吉岡支店長 平成23年6月 当行事務管理部長 平成25年6月 当行総合企画部長 平成26年6月 当行執行役員総合企画部長 平成28年6月 当行取締役執行役員石巻支店長 兼湊支店長 現在に至る	6,000株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、総合企画部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成28年6月取締役執行役員に就任。以降、石巻支店長兼湊支店長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
12	※ きく ち けん じ 菊 地 健 二 (昭和36年12月2日生)	昭和60年4月 当行入行 平成19年9月 当行巨理支店長 平成21年6月 当行郡山支店長 平成23年6月 当行人事部副部長 平成24年6月 当行一番町支店長 平成26年3月 当行営業渉外部長 平成27年6月 当行執行役員営業統轄部長 現在に至る	4,000 株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、営業渉外部長等を歴任し、その豊富な業務経験を活かし、平成27年6月以降は、執行役員として当行の経営を担っております。今後、取締役として、当行の事業発展への貢献が期待できる人材であり、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			
13	すぎ た ま さ ひろ 杉 田 正 博 (昭和19年10月20日生)	昭和42年4月 日本銀行入行 平成8年5月 同行国際局長 平成10年6月 日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年9月 日本銀行監事 平成15年12月 万有製薬株式会社 (現MSD株式会社) 常勤監査役 平成18年6月 株式会社堀場製作所取締役 現在に至る 平成19年6月 当行監査役 平成21年10月 万有製薬株式会社 (現MSD株式会社) 監査役 平成25年6月 当行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社堀場製作所社外取締役	2,000 株
(取締役候補者とした理由) 主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
14	なか むら けん 中村 健 (昭和23年1月7日生)	昭和49年4月 弁護士登録(仙台弁護士会) 昭和52年9月 中村健法律事務所開設 現在に至る 平成8年6月 株式会社高速監査役 平成16年11月 株式会社北洲監査役 現在に至る 平成19年6月 当行監査役 平成25年6月 株式会社高速取締役 平成27年6月 当行取締役 現在に至る 平成28年6月 株式会社高速取締役(監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社高速社外取締役(監査等委員)	6,000株
(取締役候補者とした理由) 長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

注1. ※印は新任候補者を示しております。

注2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

注3. 杉田正博氏、中村健氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、両氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

注4. 杉田正博氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であり、中村健氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

注5. 杉田正博氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

なお、杉田正博氏は、MSD株式会社の監査役を平成29年4月に退任しております。

注6. 中村健氏および中村健法律事務所は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

注7. 当行は、社外取締役候補者杉田正博氏、中村健氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の取締役選任が承認された場合、当行は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	※ なが やま よし あき 永山勝教 (昭和22年5月15日生)	昭和46年4月 当行入行 平成5年6月 当行ニューヨーク支店長 平成7年6月 当行国際部長 平成9年6月 当行取締役営業推進部長 平成11年6月 当行取締役東京支店長 平成13年4月 当行取締役総合企画部長 平成15年6月 当行常務取締役 平成15年11月 当行常務取締役国際部長 平成16年6月 当行常務取締役 平成18年6月 当行専務取締役 平成20年6月 当行代表取締役専務 平成22年6月 当行代表取締役副頭取 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社カルラ社外監査役	54,500株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成9年6月取締役に就任し、平成20年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	※ なか むら しゅう じ 中村修治 (昭和33年3月6日生)	昭和55年4月 当行入行 平成16年6月 当行秋田支店長 平成19年3月 当行総合企画部副部長 平成20年6月 当行日本橋支店長 平成23年3月 当行一番町支店長 平成24年6月 当行常勤監査役 現在に至る	10,000株
(取締役候補者とした理由) 営業店長等を歴任後、平成24年6月常勤監査役に就任。当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
3	※ すずきとしお 鈴木敏夫 (昭和22年9月29日生)	昭和45年4月 東北電力株式会社入社 平成13年6月 同社理事人財部長 平成17年6月 同社取締役人財部長 平成18年6月 同社取締役宮城支店長 平成19年6月 同社上席執行役員宮城支店長 平成21年6月 同社常任監査役 平成22年6月 株式会社第四銀行監査役 平成25年6月 当行監査役 現在に至る 平成25年6月 東北インテリジェント通信株式会社 代表取締役会長 平成27年6月 東北インテリジェント通信株式会社 相談役	4,000株
	(取締役候補者とした理由) 地方銀行の社外監査役としての実務経験のほか、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった実績から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
4	※ やまうらまさい 山浦正井 (昭和25年3月15日生)	昭和48年10月 仙台市採用 平成17年9月 仙台市副市長 平成18年4月 財団法人仙台市公園緑地協会 理事長 平成19年6月 株式会社仙台ソフトウェアセンター 代表取締役社長 平成20年6月 仙台中央食肉卸売市場株式会社 監査役 現在に至る 平成26年4月 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 会長 現在に至る 平成27年6月 当行監査役 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見のほか、企業経営に携わった実績から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
5	※ わこうまさひろ 若生正博 (昭和26年1月18日生)	昭和50年4月 宮城県採用 平成22年7月 宮城県副知事	0株
	(取締役候補者とした理由) 地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。		

注1. ※印は新任候補者を示しております。

注2. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

- 注3. 鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、鈴木敏夫氏、山浦正井氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、若生正博氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
- 注4. 鈴木敏夫氏は、当行の取引先であります。鈴木敏夫氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注5. 鈴木敏夫氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行は東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、東北電力株式会社は当行の株主ですが、平成29年3月31日時点で議決権保有割合は2.30%であって独立性に懸念はないと判断しております。
- 注6. 山浦正井氏および同氏が会長を務める社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、当行の取引先であります。山浦正井氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注7. 山浦正井氏は、当行の取引先である仙台市および株式会社仙台ソフトウェアセンターの出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、株式会社仙台ソフトウェアセンターは、行政機関と民間企業などの共同出資によって地域情報化の推進および地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は2.15%を出資しております。同社との間には、預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注8. 株式会社仙台ソフトウェアセンターでは、専務取締役の藤代哲也氏が社外取締役を務めており、当行と同社は、社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって山浦正井氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
- 注9. 若生正博氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注10. 若生正博氏は、当行の取引先である宮城県出身者であります。当行は宮城県に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。宮城県との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注11. 若生正博氏は、平成29年6月開催予定の公益財団法人みやぎ産業振興機構の理事会において、同社理事長に就任する予定であり、当行と公益財団法人みやぎ産業振興機構の間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注12. 若生正博氏は、平成29年6月開催予定の株式会社テクノプラザみやぎの定時株主総会において、同社代表取締役社長に就任する予定であります。株式会社テクノプラザみやぎは、行政機関と民間企業などの共同出資によって事業者の支援等を通じた地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は3.45%を出資しております。同社との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注13. 株式会社テクノプラザみやぎでは、当行の元役員が社外取締役を務めており、若生正博氏が当行の社外取締役に就任した場合、当行と同社は、社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって若生正博氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
- 注14. 若生正博氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注15. 鈴木敏夫氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であり、山浦正井氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
- 注16. 社外取締役候補者鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏の監査等委員である取締役選任が承認された場合、当行は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式の数
※ いし い ゆう すけ 石 井 裕 介 (昭和49年4月2日生)	平成12年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本 法律事務所)入所 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士	0株
	(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由) 長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の補欠の監査等委員である取締役として適任であると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としたしました。	

注1. ※印は新任候補者を示しております。

注2. 当行は、石井裕介氏が所属する森・濱田松本法律事務所所属の他の弁護士からリーガルサービスの提供を受けておりますが、その取引額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

注3. 石井裕介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

注4. 石井裕介氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

注5. 石井裕介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額設定の件
第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬限度額について、経済情勢等諸般の事情を考慮し、定時定額報酬である「基本報酬」として年額2億7千万円（うち、社外取締役分は1千5百万円）、「業績連動報酬」として年額9千万円と定めさせていただきたいと存じます。

「業績連動報酬」は、当期純利益の水準に連動して支給することといたします。

また、社外取締役の報酬体系は「基本報酬」のみとし、取締役の基本報酬額および業績連動報酬額につきましては、使用人兼務取締役の使用人分の給与（賞与）は、含まないものといたします。

なお、本議案の報酬限度額は、第9号議案の業績連動型株式報酬とは別枠でご承認いただくものです。

現在の取締役は15名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は14名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額について、経済情勢等諸般の事情を考慮し、定時定額報酬である「基本報酬」として年額8千万円と定めさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役の報酬体系は「基本報酬」のみといたします。

第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第9号議案 業務執行取締役に対する「業績連動型株式報酬」の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

現在、当行の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、「月次報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されておりますが、「株式報酬型ストックオプション」に代わる新たな株式報酬制度として、当行の業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、業績達成度等に応じて当行株式の交付を行う「業績連動型株式報酬」（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案については、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額設定の件」が承認可決された場合における取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役等に対して、本制度による「株式報酬」を支給することといたします。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと12名となります。

なお、本議案の承認可決を条件として、平成21年6月26日開催の第125回定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止するとともに、現在の取締役等に付与済みである株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本制度が開始されることを条件として、現在の取締役等において権利放棄することとし、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度において、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与いたします。

ただし、現在の取締役等のうち、本総会の終結後に業務執行取締役または執行役員のいずれの役職にも就かない取締役等は、業務執行取締役または執行役員の退任日の翌日から10日以内に限り、既に付与されたストックオプションとしての新株予約権を行使できるものとし、本制度によるポイントの付与は行わないものとします。

第7号議案、第8号議案および本議案が承認されますと、当行の業務執行取締役の報酬体系は、定時定額報酬である「基本報酬」、当期純利益に連動する「業績連動報酬」、株式価値と連動性を有する「株式報酬」の3つで構成されることとなります。また、業務執行から独立した立場となる「監査等委員である取締役」および「社外取締役」の報酬は、定時定額報酬である「基本報酬」のみで構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 当行の業務執行取締役および執行役員
-------------------------	---

②本制度の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
当行が拠出する金員の上限（詳細は下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 3事業年度からなる対象期間ごとに、「信託Ⅰ」と「信託Ⅱ」の合計900百万円（1事業年度あたり300百万円）とします。 「信託Ⅰ」（※1）630百万円（1事業年度あたり210百万円） 「信託Ⅱ」（※1）270百万円（1事業年度あたり90百万円） ただし、本年度から開始する当初の対象期間については、4事業年度を対象として、「信託Ⅰ」と「信託Ⅱ」の合計2,200百万円とします。 「信託Ⅰ」 1,840百万円（※2） 「信託Ⅱ」 360百万円（1事業年度あたり90百万円） ※1 「信託Ⅰ」は、役位に応じたポイント付与 「信託Ⅱ」は、経営計画等の達成度および役位に応じたポイントを付与 ※2 1事業年度あたり210百万円に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置分としての1,000百万円を含みます。

<p>当行株式の取得方法（下記(2)のとおり。）および取締役等が取得する当行株式等の数の上限（詳細は下記(3)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行株式は、株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定。 ・ 本制度における1ポイントは当行株式1株とします。 ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりの信託Ⅰと信託Ⅱの合計ポイントの上限は、750,000ポイント 「信託Ⅰ」 525,000ポイント 「信託Ⅱ」 225,000ポイント ただし、本年度から開始する本制度の初年度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、「信託Ⅰ」について1,373,500ポイントを上限として別途ポイントを付与します。 ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント（株式報酬型ストックオプションからの移行措置に対応するポイントを除く。）の上限に相当する株式数の当行発行済株式総数（平成29年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.20%。
<p>③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「信託Ⅱ」において、各事業年度における経営計画等の達成度に応じて変動します。
<p>④取締役等に対する当行株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役等の退任時（当行の業務執行取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した時。死亡した場合は死亡時） ※ 取締役等が死亡した場合は、死亡時に当行株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付します。

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。

ただし、本年度から実施する本制度の対象期間については、現中期経営計画の残存期間である平成30年3月31日で終了する事業年度および新中期経営計画の対象となる平成31年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの合計4事業年度（以下「当初対象期間」という。）とし、以降連続する3事業年度を対象期間とします。

当行は、対象期間である3事業年度ごとに900百万円（信託Ⅰについて630百万円、信託Ⅱについて270百万円）

を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（信託Ⅰと信託Ⅱそれぞれにつき設定される。以下併せて「本信託」という。）を設定（本(2)第5段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を当行（自己株式処分）または株式市場から取得します。当行は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

ただし、当初対象期間に関しては、前述のとおり4事業年度の期間とすることから、1,200百万円（信託Ⅰについて840百万円、信託Ⅱについて360百万円）を上限とし、加えて株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として、1,000百万円（※）を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として信託Ⅰに拠出します。

（※）本制度導入に伴い、株式報酬型ストックオプションに基づき現在の取締役等に付与済みの新株予約権のうち未行使分につきましては、当該取締役等において全て権利を放棄したうえで、新たに本制度に基づき、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与することとしており、かかる株式の取得の原資として算出しております（移行措置により、本制度において付与する株式数は、1,373,500株を予定しております。）。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、当行は900百万円（信託Ⅰについて630百万円、信託Ⅱについて270百万円）の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、当行は、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取

締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。) および金銭(以下あわせて「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、900百万円(信託Ⅰについて630百万円、信託Ⅱについて270百万円)の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 取締役等が取得する当行株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度(初回は平成30年3月31日で終了する事業年度。)におけるポイントを付与します。「信託Ⅰ」は各事業年度末の役位に応じたポイント、「信託Ⅱ」は、各事業年度における経営計画等の達成度および当該事業年度末の役位に応じたポイントが付与されます。また、前述のとおり「信託Ⅰ」については、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストックオプションに基づく新株予約権を放棄した取締役等に対して、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、応分のポイントが付与されます。取締役等には当該取締役等の退任時にポイントの累積値(以下「累積ポイント」という。)に応じて当行株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

なお、第2号議案「株式併合の件」が原案通り承認されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントあたりの当行株式は0.2株となる予定です。

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は750,000ポイント(信託Ⅰについて525,000ポイント、信託Ⅱについて225,000ポイント)とします。ただし、本年度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、信託Ⅰについて1,373,500ポイント

を上限として別途ポイントを付与します。

(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、各信託についての累積ポイントの各50%（単元未満株式は切り上げ）の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を当該取締役等の相続人に給付するものとします。

(5) 当行株式に関する議決権

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当行株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることになります。

(7) その他の本制度の内容

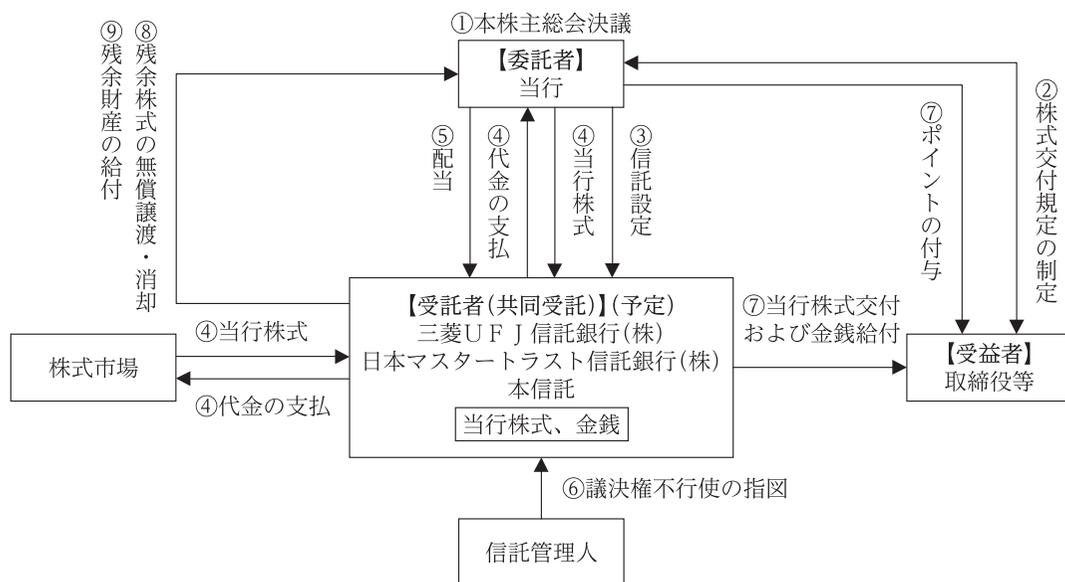
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

なお、本制度の詳細については、平成29年5月12日付ニュースリリース「『株式報酬型ストックオプション制度』の廃止および『業績連動型株式報酬制度』の導入について」をご参照ください。

(ご参考：平成29年5月12日付 ニュースリリースの抜粋)

1. 本制度の概要



- ① 当行は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規定を制定します。
- ③ 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を当行（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとしします。
- ⑦ 信託期間中、経営計画等に定める目標達成度および役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧ 経営計画等に定める目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

2. 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当行 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 平成29年8月15日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成29年8月15日（予定）
～平成33年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成29年8月17日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当行普通株式 |
| ⑫ 帰属権利者 | 当行 |
| ⑬ 残余財産 | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

3. 信託・株式関連事務の内容

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。 |

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

〔インターネットによる議決権行使について〕

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。
7. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - (1) パソコンを利用する場合
 - ① インターネットにアクセスできること
 - ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
 - ③ インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft[®]Internet Explorer Ver.5.01 SP2以上を使用できること
 - ④ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

- ⑤ 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以上またはAdobe® Reader® Ver.6.0以上を使用できること

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2) 携帯電話を利用する場合

- ① 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ]のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること

- ② 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Incorporated、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00 ~ 21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会会場ご案内略図

会場

仙台市青葉区中央三丁目3番20号
七十七銀行本店4階会議室
電話 (022) 267-1111 (代表)



最寄りの駅

J	R	線	仙台駅から徒歩	約10分
			あおば通駅から徒歩	約5分
仙台市地下鉄			仙台駅から徒歩	約7分
			青葉通一番町駅から徒歩	約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。